

市町村健全化判断比率等の概要

平成28年9月30日
大分県総務部市町村振興課

目次

1. 実質赤字比率	2
2. 連結実質赤字比率	3
3. 実質公債費比率	3
4. 将来負担比率	5
5. 資金不足比率	7
6. まとめ	7

健全化法における健全化判断比率等の取り扱う範囲

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」という。）が公布された。健全化法は、地方公共団体の財政の健全化に関する指標値の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な措置を講じることにより、財政の健全化に資することを目的としている。

健全化法では4つの健全化判断比率と、公営企業会計に適用される資金不足比率を設けており、下図のとおり指標ごとに対象となる会計区分が異なっている。

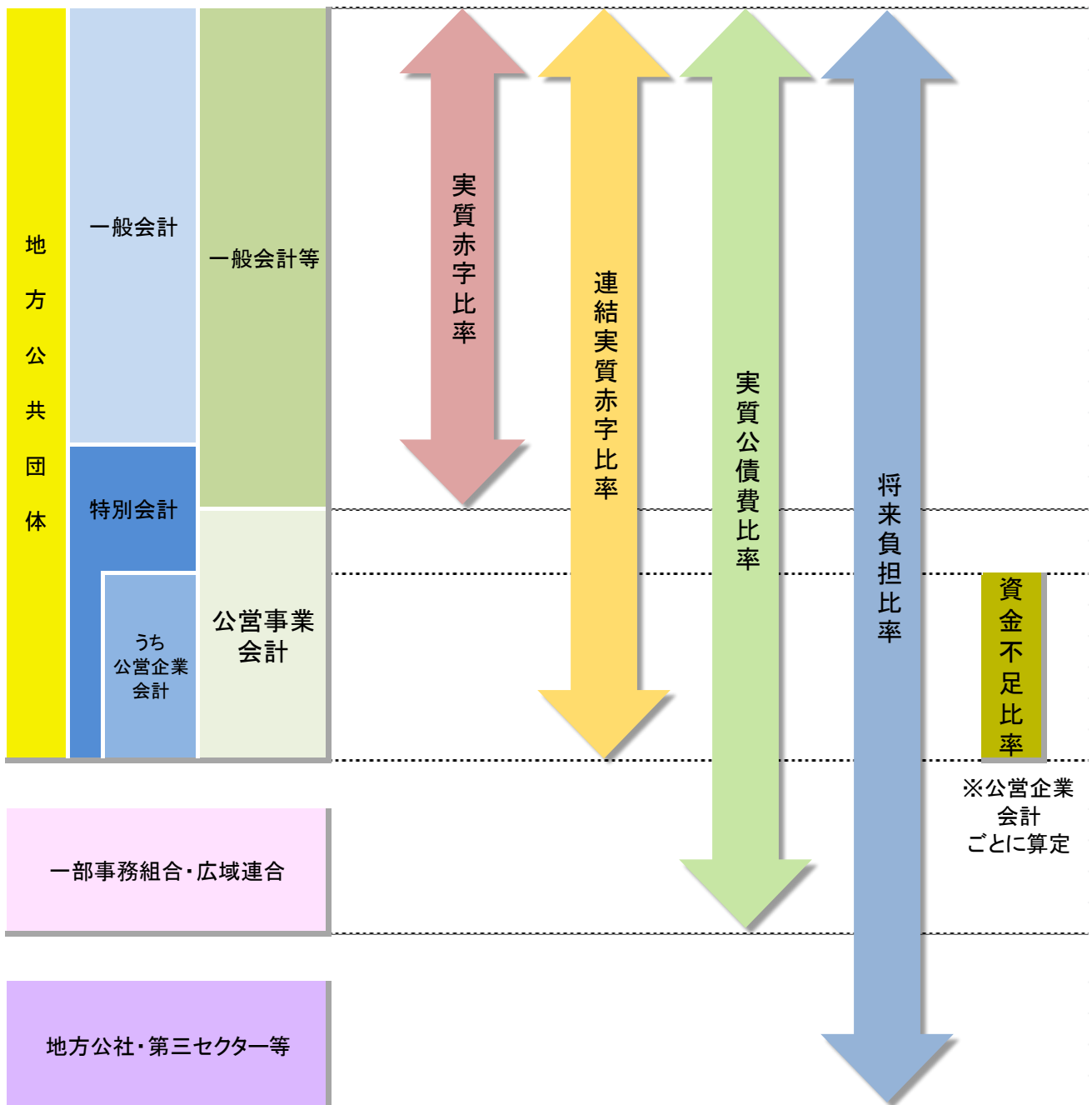


図 健全化判断比率の対象となる会計区分

平成27年度健全化判断比率等の分析結果

■実質赤字比率及び連結実質赤字比率

- ・赤字団体なし

■実質公債費比率

- ・16団体で改善
- ・県市町村平均では前年度比0.7%の減
(H26 7.3% → H27 6.6%)

■将来負担比率

- ・15団体で改善
- ・県市町村平均では前年度比9.8%の減
(H26 16.3% → H27 6.5%)

■資金不足比率

- ・資金不足が生じている公営企業会計なし

1. 実質赤字比率

一般会計等を対象としており、標準財政規模*1に対する実質収支の赤字割合を表したものをいう。

県内に赤字団体はなかった。

- 早期健全化基準*2：11.25～15%
- 財政再生基準*3：20%

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

*1 標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示すもの。
(標準税収入+普通交付税+臨時財政対策債)

*2 早期健全化基準を超えると、財政健全化計画を策定し自主的な改善努力による財政健全化を図らなければならない。いわばイエロカードにあたる。

*3 財政再生基準を超えると、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生を図らなければならない。いわばレッドカードにあたる。

2. 連結実質赤字比率

全会計を対象としており、標準財政規模に対する実質収支の赤字割合を表したものをいう。一般会計等だけではなく、公営企業会計も対象にすることで、地方公共団体全体としての財政状況を把握することができる。

県内に赤字団体はなかった。

- 早期健全化基準：16.25～20% ●財政再生基準：30%

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3. 実質公債費比率

標準財政規模に対する公債費の割合を過去3年間の平均値で表したものをいう。地方公共団体の公債費だけではなく、一部事務組合や広域連合に対して負担している公債費相当分まで対象範囲が拡大される。

県市町村平均では平成19年度の制度導入以降9年連続で減少しており、表1を見ると、平成26年度対比で0.7%減少していることが分かる。

団体ごとでは、別府市が2.2%と最も低い比率となっている。分析してみると、住民一人当たりの元利償還金の額や公営企業会計への繰出金（公債費相当分）の額が、他市町村に比べ低いことなどが分かった。

平成26年度と比較すると16団体で数値の改善が見られた。これは、元利償還金の額が年々減少傾向にあることによる。

その一方で、由布市のみ数値が悪化し0.2%の増加となった。その主な要因は、小中学校改築や庁舎建設等で借り入れした合併特例債や緊急防災・減災事業債の償還により、元利償還金の額が増加したことである。

- 早期健全化基準：25% ●財政再生基準：35%

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{元利償還金等－特定財源－元利償還金等に係る交付税算入額}}{\text{標準財政規模－元利償還金等に係る交付税算入額}}$$

※元利償還金等とは、地方債の元利償還金のほか一般会計から特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたものや債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどの合算額

表1 団体ごとの実質公債費比率の年次推移

(単位：%)

	市町村名	H27	H26	H25	H27-H26
1	大分市	6.7	7.7	8.9	△ 1.0
2	別府市	2.2	2.4	2.9	△ 0.2
3	中津市	5.5	5.9	6.6	△ 0.4
4	日田市	6.2	7.2	7.6	△ 1.0
5	佐伯市	8.5	9.8	11.1	△ 1.3
6	臼杵市	11.2	11.8	12.5	△ 0.6
7	津久見市	12.1	12.2	12.3	△ 0.1
8	竹田市	4.5	5.2	6.2	△ 0.7
9	豊後高田市	8.3	9.2	10.6	△ 0.9
10	杵築市	9.2	9.9	10.5	△ 0.7
11	宇佐市	5.1	5.1	5.8	0.0
12	豊後大野市	5.9	7.0	8.1	△ 1.1
13	由布市	7.0	6.8	7.0	0.2
14	国東市	9.7	10.2	11.5	△ 0.5
15	姫島村	6.9	8.2	9.2	△ 1.3
16	日出町	8.1	8.6	8.9	△ 0.5
17	九重町	4.4	5.1	5.5	△ 0.8
18	玖珠町	4.0	5.0	5.8	△ 1.0
県市町村平均		6.6	7.3	8.2	△ 0.7
市平均		6.7	7.4	8.3	△ 0.7
町村平均		5.8	6.6	7.1	△ 0.8
全国市町村平均		—	8.0	8.6	—

※平均は全て加重平均

4. 将来負担比率

地方公共団体の地方債残高等の現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものをいう。一部事務組合や広域連合に対する負担額（公債費相当分）はもちろん、地方公社や第三セクターの債務等まで対象範囲が拡大される。

県全体市町村平均では平成19年度の制度導入以降9年連続で減少しており、表2を見ると、平成26年度対比で9.8%減少していることが分かる。

最も低かったのは姫島村で△248.8%であった。姫島村は他市町村に比べ、住民一人当たりの基金残高や地方債元利償還のための充当可能財源が多くなっている。

最も高かったのは日出町で61.9%であった。同町は住民一人当たりの地方債残高は別府市に次いで低いものの、基金残高や普通交付税の基準財政需要額（公債費相当分）が少なく、地方債元利償還のための充当可能財源が少ないことなどが分かった。

平成26年度と比較すると15市町村で数値の改善が見られた。これは、公営企業債繰入見込額や退職手当見込額等の減少、基金積み増し等により充当可能財源が増加したことなどが要因である。

その一方で、実質的な将来負担のある団体の中では、由布市のみ数値が悪化し7.1%の増加となった。これは、合併特例債等の地方債残高と退職手当負担見込額が増加したことによるものである。

- 早期健全化基準：350% （財政再生基準はない。）

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能基金額} - \text{特定財源見込額} - \text{地方債現在高に係る交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税算入額}}$$

※将来負担額とは、地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債の元金償還に充てる一般会計の繰出見込額や退職手当支給予定額など一般会計等が将来負担する見込額の合算額

表2 市町村ごとの将来負担比率の年次推移

(単位：%)

	市町村名	H27	H26	H25	H27-H26
1	大分市	37.9	55.9	64.8	△ 18.0
2	別府市	△ 24.5	△ 20.3	△ 15.4	△ 4.2
3	中津市	32.2	33.3	35.6	△ 1.1
4	日田市	△ 9.5	0.4	7.3	△ 9.9
5	佐伯市	△ 5.0	5.5	14.4	△ 10.5
6	臼杵市	13.9	21.6	31.2	△ 7.7
7	津久見市	43.5	44.7	48.9	△ 1.2
8	竹田市	2.4	11.8	23.4	△ 9.4
9	豊後高田市	△ 38.0	△ 33.3	△ 29.8	△ 4.7
10	杵築市	39.8	41.6	47.2	△ 1.8
11	宇佐市	△ 41.2	△ 35.7	△ 23.2	△ 5.5
12	豊後大野市	△ 50.8	△ 30.6	△ 14.5	△ 20.2
13	由布市	30.6	23.5	21.6	7.1
14	国東市	△ 0.0	4.6	16.5	△ 4.6
15	姫島村	△ 248.8	△ 266.0	△ 232.1	17.2
16	日出町	61.9	64.9	65.7	△ 3.0
17	九重町	△ 133.9	△ 142.5	△ 132.0	8.6
18	玖珠町	△ 56.2	△ 50.1	△ 55.8	△ 6.1
県市町村平均		6.5	16.3	23.8	△ 9.8
市平均		9.5	19.7	27.5	△ 10.2
町村平均		△ 46.9	△ 45.6	△ 42.5	△ 1.3
全国市町村平均		—	45.8	51.0	—

※1 平均は全て加重平均

※2 将来負担比率は、実質的な将来負担がない場合（0以下）にはハイフン（－）で表記するが、表2ではそのまま計上している。

※3 将来負担比率には、現時点で債務が確定しているものしか計上されず、今後地方財政に重くのしかかってくることが予想される公共施設等の老朽化に伴う施設更新費用などは加味されていない。

5. 資金不足比率

公営企業会計ごとの、資金不足額の事業規模に対する割合で表したものをいう。県内に資金不足が生じている公営企業会計はなかった。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※事業の規模とは、営業収益（営業収益に相当する収入の額）から受託工事収益（受託工事収益に相当する収入額）を控除したもの。

6. まとめ

- 一般会計単独及び公営企業会計を含む連結のどちらにおいても赤字団体はなかった。
- 資金不足が生じている公営企業会計はなかった。
- 実質公債費比率及び将来負担比率は平成19年度の制度導入以降9年連続で減少している。

健全化判断比率等の指標上は、比較的良好な財政運営が行われていることを示しているが、今後急速に進む人口減少により税収の確保がますます難しくなり、高齢化による社会保障関係費の増加、さらに合併団体においては普通交付税算定の特例措置である「合併算定替」の適用が段階的に縮減していることなど、地方財政を取り巻く状況はさらに厳しいものとなることが予想される。

将来にわたり健全で持続可能な財政運営を行うためにも、中長期的な視野を持ち、より効率的な行財政運営の推進が求められる。